

特定非営利活動法人の「解散」

1 解散の事由

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）は右表の事由により解散します。解散事由のうち③の事由により解散する場合は所轄庁の認定が必要です。解散事由の④は「社員が一人もいなくなる」ことです。

解散の事由で最も多いのは①です。総会で解散を決議することで解散となります。

以下では主に①の事由により解散する場合の手続等について説明します。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

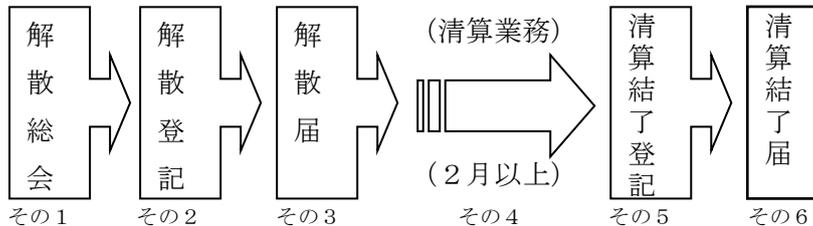
チェック!!

特定非営利活動促進法（以下「法」）第2条第2項において「NPO法人は『特定非営利活動を行うこと』を主たる目的とした法人」と規定されており、活動（事業）の“休止制度”はありません。

何年間も継続して活動（事業）を行っておらず、また今後も活動（事業）を行う目途が立っていない場合は、法の趣旨に合致した法人とは言えません。活動（事業）を行う目途が立った際に改めて法人設立することも可能であるため、解散という選択肢も検討してください。

2 法人格消滅までの流れ

総会で解散を決議した場合における、法人格消滅までの流れは次のとおりです。



3 具体的な手続

その1 ～総会（解散の決議）～

定款の規定に基づき総会を招集し、下記の事項について議決してください。

なお、解散に係る総会については、定足数や議決数を通常総会と異なる規定にされている法人が多いため、特に御注意ください。

《解散総会で決議すること》

- ① 法人の解散
- ② 清算人の選任
- ③ 残余財産の譲渡先（ただし、残余財産があり、定款に総会で決議する旨の規定がある場合）

定款に特段の規定がない場合は、解散の決議には総社員数の3/4以上の賛成が必要です。

残余財産の譲渡先には制限があります。残余財産の譲渡について定款で規定している場合、①他のNPO法人、②国又は地方公共団体、③公益社団法人又は公益財団法人、④学校法人、⑤社会福祉法人、⑥更生保護法人のうちから選定されるようにしなければなりません。（法第11条第3項）

その2 ～解散登記～

総会で解散が議決された後、清算人は2週間以内に法務局において解散及び清算人の登記を行います。

なお、事前の所轄庁の認証等は必要ありません。

《解散登記に必要な添付書類》

- ① 総会の議事録
- ② 定款
- ③ 清算人の就任承諾書
- ④ 清算人の印鑑証明書
- ⑤ 委任状（ただし、代理人に登記申請を依頼した場合）

※ 登記の状況によっては、解散時点の理事を証明できる書類を求められる場合があります。

法務省のホームページで公表されている内容ですが、ケースによって異なる可能性もあるため、必ず事前に法務局に御確認ください。

その3 ～解散届～

解散及び清算人の登記が完了し、登記事項証明書が発行されれば、速やかに京都市へ届出をしてください。届出は郵送でも構いません。

《解散の届出》

- ① 解散届出書（当ホームページからダウンロードしていただけます。）
- ② 登記事項証明書の原本

その4 ～清算業務～

法第31条の4において「解散したNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。」とされています。

つまり、清算が終了するまでの間、清算業務についてのみNPO法人として活動することが可能です。当然ながら、新規事業を請け負うことなどはできません。

《清算業務》

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 債権の申出の公告と催告（※）
- ④ 公告と催告により判明した債務の分配
- ⑤ 残余財産の譲渡

※ 法の規定により、債権の申出の期間は2月以上とする必要があります。

★債権の申出の公告

法第31条の10第4項の規定により公告は官報に掲載する必要があります。掲載の申込みやお問い合わせは…

「京都府官報販売所」

☎075-406-7306

その5 ～清算結了登記～

清算が結了すれば、清算人は法務局において清算結了の登記を行います。

《清算結了に必要な添付書類》

- ① 清算事務報告書
- ② 委任状（ただし、代理人に登記申請を依頼した場合）

法務省のホームページで公表されている内容ですが、ケースによって異なる可能性もあるため、必ず事前に法務局に御確認ください。

その6 ～清算結了届～

清算結了の登記が完了し、登記事項証明書が発行されれば、速やかに京都市へ届出をしてください。届出は郵送でも構いません。

《清算結了の届出》

- ① 清算結了届出書（当ホームページからダウンロードしていただけます。）
- ② 登記事項証明書の原本

4 問合せ

解散及び清算結了の登記に関すること

京都地方法務局 法人登記部門 ☎075-231-0292

届出に関すること

京都市 地域自治推進室 市民活動支援担当 ☎075-222-4072